

入札約款

(目的)

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「当法人」という。）の発注に係る工事又は製造の請負、食料品・物品等の買入れに係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、当法人の規程に特段の定めのある場合を除き、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、現場等を熟覧の上で入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんの上で入札者の氏名を表記し、通知書に記載した日時に入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札のとりやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合であると認められる入札
- (7) 同一の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 工事又は製造の請負に係る入札については、入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 食料品・物品等の買入れに係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき価格の入札をした者が二人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札事務に関係のない当法人職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第8条 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は原則として1回までとする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から原則として7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、当法人契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、その効力を失うものとする。

(契約の保証)

第10条 工事又は製造の請負に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、当法人契約担当者が特にその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、当法人契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
- (2) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(3) 契約保証金の納付

(4) 契約保証金に代わる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

(異議の申立て)

第11条 入札をした者は、入札後この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

付 則 本約款は、平成12年10月 1日より施行する。